

[事案 29-147] 転換契約無効請求

・平成 30 年 1 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

死亡保障額等について誤解したことなどを理由に、転換の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 10 月に契約した利率変動型積立終身保険（契約①）について、平成 25 年 7 月に利率変動型積立終身保険（契約②）に転換したが、以下等の理由により、転換を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、契約①の死亡保障額および保険料を下げたいと伝えていた。
- (2) 転換であることの説明がなかった。
- (3) 保険料払込期間が 80 歳で満了することの説明がなく、65 歳が払込満了と考えていた。
- (4) 死亡保障が 2000 万円になった（減った）との誤った説明を受けた。
- (5) 意向確認書は、募集人の指示通り記入しただけである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から死亡保障額および保険料減額の希望を聞いたが、高血圧と糖尿で投薬治療を受けていることを聞いたので、終身医療保障を準備できる契約②を案内した。
- (2) 設計書等を示し、転換であることを、保障減額とは区別して説明した。
- (3) 募集人は、申立人が既に死亡保障のある保険を契約済みであることを示して、契約②には死亡保障がないことを説明した。
- (4) 申立人の意向確認は行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が転換であることの説明等を行わず、申立人が死亡保障額や保険料払込満了時期等について契約内容を誤解していたとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。